

短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
太陽の家相模原清菊園 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(相模原市指定 第 1472611472 号)

目 次

1. 施設の目的及び運営の方針
2. 施設経営法人
3. ご利用施設
4. 居室の概要
5. 職員の配置状況
6. 当施設が提供するサービス内容と利用料金
7. キャンセル料について
8. サービス終了について
9. 協力医療機関について
10. 個人情報の取り扱いについて
11. 秘密の保持
12. 記録の保管
13. サービスの中止
14. 緊急時等における対応
15. 事故発生時の対応
16. 衛生管理について
17. 非常災害対策
18. 苦情受付
19. 身体拘束について
20. 運営法人の概要
21. その他 重要事項説明確認

重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

この事業は、短期入所生活介護計画に基づき、可能な限り居宅における生活の継続を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、ご利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とする。利用者の方々に「安心」「温もり」「満足」の提供を行い、施設運営を行ってまいります。

2. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 ユーアイ二十一
- (2) 法人所在地 神奈川県横須賀市西浦賀6丁目1番1号
- (3) 電話番号 046-846-5133
- (4) 代表者氏名 理事 石渡庸介
- (5) 設立年月日 平成13年8月7日

3. ご利用施設

事業所名	太陽の家相模原清菊園
所在地	神奈川県相模原市南区上鶴間7丁目20番5号
建物構造	鉄筋コンクリート3階建
建物延べ面積	3,526 m ²
介護保険事業所番号	1472611472
管理者及び連絡先	施設長 平塚 裕之 TEL 042-711-6166 FAX 042-711-6167
開設年月日	令和4年7月1日

4. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（ユニット型）	80室	特養専用
食堂	各ユニット内に1室	
浴室	6室	特殊浴槽×2（ベッド、チェア）・個浴×7
トイレ	各ユニット内に3室	
洗面台	各居室内に1か所	
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、（介護予防）短期入所生活介護に義務付け

られている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担頂く費用はありません。

5. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人員
1. 管理者	1名(常勤兼務)
2. 介護職員	50名(常勤36名 非常勤14名)
3. 生活相談員	3名(常勤兼務)
4. 介護支援専門員	2名(常勤兼務)
5. 看護職員	5名(常勤3名 非常勤2名)
6. 機能訓練指導員	1名(常勤)
7. 医師	1名(非常勤往診医)
8. 管理栄養士	2名(常勤1名、非常勤1名)
9. 事務担当職員	3名(常勤2名、非常勤1名)

職員の配置状況 2024年4月1日現在

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	月3回往診 13:30~14:50
2. 介護職員	標準的な時間帯 早番 : 7:00~16:00 日勤 : 8:30~17:30 遅番Ⅰ : 11:00~20:00 遅番Ⅱ : 13:00~22:00 夜勤 : 22:00~7:00
3. 看護職員	標準的な時間帯 日勤 : 8:30~17:30

6. 当施設が提供するサービス内容と利用料金

(1) サービスの利用申し込み

まず、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）へお申し込み下さい。介護支援専門員が申し込みの手続きを代行いたします。

ご利用期間決定後、契約を締結します。また契約締結にあたってのご説明は、原則的に訪問もしくは、ご来所頂いております。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

①面会

面会時間は午前 8:30～17:30 です。

②外出

基本的に自由ですが、食事を止めたり、薬の準備等がありますので、お早めにご連絡ください。また、ご利用者の体調や感染症蔓延時等により中止をお願いすることもあります。

③設備・器具の利用

ご利用者のための設備等をご自由にお使いください。

④金銭、貴重品の管理

原則持ち込み不可。紛失等の原因になるため、ご家族様管理とさせていただきます。

⑤ペット

動物全般の持ち込みは禁止とします。

⑥事故発生

事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備し、事故が発生した場合は、速やかにご利用者様のご家族様に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。

⑦その他

他のご利用者様へのご迷惑となる行為は禁止とします。

(3) 当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。

当施設が提供するサービスには、

- (1) 利用料金が介護保険から一部給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担していただく場合があります。

介護保険の給付の対象となる以下のサービスについては、利用料金の通常 9 割から 7 割（滞在費・食費を除く）が介護保険から給付されます。1 割または 2 割・3 割の自己負担額は別表の利用料金表をご覧ください。

〈サービスの概要〉

①食 事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供し、必要に応じて援助を行います。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食：8：00～10：00 昼食：12：00～14：00 夕食：18：00～20：00

②入 浴

- ・入浴は 1 週間の利用で 2 回以上行います。2 泊 3 日以上の利用で入浴していただきます。

・座っての入浴が難しい方でも、機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・在宅生活への支障が出ないよう、生活の中で可能な動作は行っていただきながら機能の維持に努めます。

⑤健康管理

・かかりつけ医と連携し、看護職員を中心に、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑦ 設備の利用

・施設内の居室や設備、器具は本来の使用法に従ってご利用下さい。使用方法がわからなければ職員へのご質問をお願いします。正常な使用方法に反したご利用により破損等が生じた場合、自己の費用にて原状回復するか相当の対価をお支払いいただきます。

・心身の状況により、ご利用者、ご家族との協議の上、居室の移動又は設備の利用方法等について変更する場合がございます。

(4) 介護保険の給付対象とならない以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。別表の料金表をご確認下さい。

〈サービスの概要と利用料金〉 ※料金表より一部抜粋

①滞在費 別表の利用料金表をご覧ください。但し収入段階により、補足給付があります。

②食費 別表の利用料金表をご覧ください。但し収入段階により、補足給付があります。

③理美容代・・・実費。美容師の出張によるサービス（基本カットのみ、その他有料オプションサービスあり）をご利用頂けます。

④日用品代・・・実費。施設に揃えている日常生活用品が、ご利用者の希望に合わず特別に購入をした場合。個人で使用するティッシュ、歯ブラシ、歯磨き、義歯洗浄剤等は実費負担。

⑤教養娯楽費・・・実費。ご利用者の希望で参加されたクラブ活動に関わる材料費、外注食代、喫茶の飲食代金。

⑥地域外への送迎費用 走行距離1キロメートル毎に下記金額を乗じた額。協力病院への送迎は無料(3.3 km圏内)、それを越える遠方の医療機関への送迎。3.3 kmを超える医療機関は、¥20/km（積算根拠あり）

⑦健康管理費・・・希望によりインフルエンザ予防接種などを行う場合など、医療保

除適用外の費用。

(5) 利用料金のお支払方法

毎月14日頃に前月分の請求を郵送にて致しますので、28日に引き落としでのお支払いをお願い致します。入金確認後、領収書を送付致します。

7. キャンセル料について

利用日のキャンセルが発生した場合はつきましては、キャンセル料の徴収はいたしません。

8. サービスの終了について

(1) 事業者の都合でサービスを終了する場合。人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・ご利用者が被保険者資格を喪失（要介護又は要支援認定区分が非該当(自立)と認定）した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

(3) その他

- ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が倒産した場合、ご契約者は文書で解約を通知することによって速やかにサービスを終了することができます。
- ・ご契約者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金の支払を催告したにもかかわらずお支払いがない場合、またはご利用者やご家族などが事業者やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、速やかにサービスを終了させていただく場合がございます。

9. 協力医療機関について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができるよう調整を行います。

(名称)

嘱託医

医療機関の名称	やまもとクリニック
所在地	神奈川県相模原市南区東林間 5-13-8
診療科目	内科・循環器科・糖尿病内科・小児科

協力医療機関

医療機関の名称	南町田病院
所在地	東京都町田市鶴間4丁目4番1号

医療機関の名称	中央林間病院
所在地	神奈川県大和市中央林間4-14-18

医療機関の名称	さがみ林間病院
所在地	神奈川県相模原市南区上鶴間7-9-1

医療機関の名称	医療法人誠心会 あさひの丘メンタルクリニック
所在地	東京都町田市山崎町2055-2 グランハート町田B棟 201

医療機関の名称	東林間歯科
所在地	神奈川県相模原市南区上鶴間5-9-19 グラン K1F

10. 個人情報の取り扱いについて

ご入居者の個人情報の取り扱いについては、使用目的を特定するとともに、あらかじめその内容を説明し「個人情報使用同意書」にて同意を頂きます。また、事業者の有する個人情報の開示、訂正、利用停止等の請求及び苦情については、次の窓口で対応します。

個人情報を使用する主な目的

- ・当施設がご入居者に提供する介護サービス及びその質の向上
- ・介護保険事務業務
- ・会計、経理業務
- ・その他の委託業務
- ・外部の医療機関との連携
- ・ご入居者に介護サービスを提供する他の介護サービス事業者等との連携
- ・ご家族等への心身の状況説明
- ・入退所等の管理
- ・事故等の報告
- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
- ・介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
- ・当施設等において行われる学生などへの実習への協力
- ・当施設において行われる事例研究
- ・外部監査機関への情報提供 事業者の個人情報関係の窓口

連絡先	電話 042-711-6166 FAX 042-711-6167
受付担当者	生活相談員

責任者	施設長
対応時間	8：30~17：30（平日）

1 1. 秘密の保持

事業所の従事者は業務上知り得た利用者又は関係者についての秘密を漏らしてはならない。また、事業所の従事者で無くなった後も、これらの秘密を保持します。

1 2. 記録の保管

従事者、設備及び会計に関する諸記録及び入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

1 3. サービスの中止

- (1) 病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容を変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、対応します。
- (3) 利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかにかかりつけの医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- (4) 天候不良の場合、サービス提供を中止する事があります。

1 4. 緊急時等における対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、医療機関、担当する居宅の介護支援事業所等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

1 5. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合にはご家族、相模原市、担当する居宅介護支援事業所等へ連絡すると共に必要な措置を講じます。

1 6. 衛生管理について

- (1) 感染症及び食中毒等の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な業務体制を整備します。
- (2) 従業員に対し、感染症及び食中毒等の予防及びまん延の防止のための研修を実施します。また、清掃等の委託業者に対しても指針の徹底を図ります。

1 7 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に

避難、救出その他必要な訓練を行っていきます。

18 苦情受付

(1) 事業者の苦情の受付 当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

責任者 [施設長] 平塚 裕之

担当者 [生活相談員]

受付時間 8:30~17:30 (原則月曜日~金曜日)

○行政機関その他苦情受付機関

相模原市 福祉基盤課	所在地 相模原市中央区中央 2-11-15 電話番号 042-769-9226(直通) 受付時間 8:30~17:00
神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 横浜市西区楠町 27-1 神奈川県国保会館 電話番号 045-329-3400 Fax 045-210-8874 受付時間 8:30~17:00 (平日)
福祉サービス運営適正化委員会	所在地 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14階 電話番号 045-312-1121 内線 3553 直通番号 045-317-2200 Fax 045-322-3559 受付時間 8:30~17:00 (平日)

○第三者委員

樋口 みさき	所在地 相模原市南区東林間 4-39-3-406 電話番号 042-748-4500
中丸 剛 (社会保険労務士)	所在地 相模原市南区相模大野 5-27-3 2F 電話番号 042-705-2555

○コンプライアンス・ホットライン制度通報窓口

社会福祉法人ユーアイ二十一 横浜・統括部長 統括・苦情解決管理者 中村 豪	所在地 横須賀市安浦町 2-27-2 電話番号 046-854-5456 メールアドレス: t.nakamura@ui21.or.jp
--	---

19 身体拘束について

1 サービスの提供に当たっては、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、緊急やむを得ない以下の要件を満たす場合、身体拘束を行うことがあります。

(1) 切迫性

ご利用者または他のご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著

しく高いこと

(2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 身体拘束の決定は「拘束・虐待廃止委員会」により判断します。

3 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

20. 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 ユーアイ二十一
法人種別	
代表者名	理事長 石渡 庸介
法人所在地	〒221-0866 神奈川県横須賀市西浦賀6-1-1
電話番号	046-846-5133 (代表)
FAX 番号	046-846-5233
事業実施の概要	太陽の家 特別養護老人ホーム (定員 111名) 短期入所 (定員 21名) 通所介護 (定員 30名) 居宅介護支援事業所 地域包括支援事業所 太陽の家二番館 特別養護老人ホーム (定員 100名) 短期入所 (定員 10名) 太陽の家座間 特別養護老人ホーム (定員 100名) 短期入所 (定員 20名) 居宅介護支援事業所 太陽の家横濱羽沢 特別養護老人ホーム (定員 100名) 短期入所 (定員 10名) 太陽の家神大寺 通所介護 (定員 15名) 太陽の家浦賀 看護小規模多機能 定期巡回随時対応型訪問介護看護 無料低額宿泊施設 (定員 14名) 太陽の家浦賀ケアステーション 地域包括支援センター 太陽の家馬堀倶楽部 小規模多機能型居宅介護 太陽の家安浦倶楽部 小規模多機能型居宅介護 太陽の家逸見倶楽部 小規模多機能型居宅介護 太陽の家公郷 住宅型有料老人ホーム (定員 18名) 太陽の家公郷ケアステーション 訪問介護

	住宅型有料老人ホーム 太陽の家公郷（定員 18名） 住宅型有料老人ホーム 太陽の家安浦（定員 12名） 太陽の家附属歯科診療所 歯科診療所優会 太陽の家鴨居ラボラトリー 太陽の家マリオ（定員 5名）
--	---

2 1. 「第三者評価」実施について

第三者評価の実施 なし

2 2. その他

この重要事項説明書の内容は 2024 年 7 月 1 日現在のものです。

【重要事項説明確認書】

以上の重要事項説明確認を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

利用事業

- 短期入所生活介護
 介護予防短期入所生活介護

(事業者) 事業者名 太陽の家相模原清菊園

説明者職種 _____

説明者氏名 _____

印 _____

20 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

契約者 住 所 _____

氏 名 _____

印 _____